

高知市農業委員会 〒780-8571 高知市鷹匠町二丁目1番43号 TEL:088-823-9484 FAX:088-823-9031

## 目次

- P2 市長から農業施策等に関する意見書回答を受ける、  
農業者年金について
- P3 農地取得の下限面積の緩和について、農地銀行
- P4 農地賃借料情報、全国農業新聞について



高知市農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員が6月から10月にかけて市内の全地区を巡回し、農地の利用状況を調査しています。この調査で遊休農地であると確認した農地については、11月以降、所有者の方に今後の利用等についての意向調査を行う予定です。

農地の所有者は、農地法第2条の2に基づき農地を適正に利用する責任があり、また耕作放棄された農地は、病害虫の発生などの原因となり、近隣の農地を耕作している方に迷惑をかけるおそれがあります。

## 農業委員と最適化推進委員が連携して農地パトロール実施中！



農地パトロールは、農地法に定める利用状況調査の一環として毎年行っています

また、十分に耕作に適した土地でありながら耕作放棄され、ご自身での管理や農地中間管理機構への貸付を行う意思がないなど、今後も適正な管理が見込めない農地については、固定資産税の軽減税率が適用されず、結果的に課税額が上がる場合があります。

耕作放棄地は全国的に増加の傾向にありますが、良好な農業環境を守るため、農地の適正な管理をお願いします。

## お知らせ

### 農地の相続税・贈与税の納税猶予を受けている方へ

納税猶予の適用を受けている農地（「特例農地」という。）を譲渡・転用・貸付（※）、または耕作放棄等をした場合は、当該農地に対応する猶予税額に利子税を加え、納税しなければなりません。また、それらの面積が特例農地全体の2割を超えた場合にも、猶予税額の全てに利子税を加え、納税しなければなりません。納税猶予の期間中に、特例農地の移動の予定があるときは、事前に農業委員会事務局（☎823-9484）または税務署に相談するようお願いします。

※特定貸付、営農困難時貸付を除きます。

## 農地賃借料情報提供

平成30年4月から平成31年3月までに公告された農業経営基盤強化促進法の中間管理権を含む賃借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっています。

高知市農業委員会

地区	田の部							
	賃借料			データ数 (筆数)	賃借料を物納にしている場合			データ数 (筆数)
	平均(円)	最高(円)	最低(円)		平均(kg)	最高(kg)	最低(kg)	
朝倉								
鴨田								
旭								
潮江								
中央								
初月								
秦								
一宮					61	90	60	30
布師田	9,700	10,000	6,700	29	58	65	26	107
高須					77	96	60	39
五台山	8,800	9,500	7,500	9	63	94	24	39
三里	15,000	15,000	15,000	3	59	60	57	7
長浜					50	58	45	7
介良	6,500	10,800	5,000	12	59	91	24	43
大津	7,300	8,000	5,000	17	56	90	30	97
土佐山								
鏡								
春野	20,600	38,700	5,000	21	48	60	15	30

地区	畑の部				施設園芸の部			
	賃借料			データ数 (筆数)	賃借料			データ数 (筆数)
	平均(円)	最高(円)	最低(円)		平均(円)	最高(円)	最低(円)	
朝倉	17,000	20,200	7,400	4				
鴨田								
旭								
潮江								
中央								
初月	18,300	50,500	11,200	11	21,000	21,000	21,000	1
秦	59,800	59,800	59,800	2				
一宮	4,200	4,200	4,200	4				
布師田	12,400	12,400	12,400	1				
高須								
五台山	2,600	2,600	2,600	1	7,500	7,500	7,500	1
三里	77,900	99,300	67,900	10	28,600	28,600	28,600	3
長浜					71,700	71,700	71,700	1
介良	44,300	60,000	12,800	3				
大津					114,700	118,100	111,300	2
土佐山								
鏡	6,400	7,400	4,300	3				
春野	33,700	123,800	2,400	47	74,200	115,300	3,900	16

- ※1 現物価格で設定されたものは物納に含まれています。
- ※2 物納はすべて米での支払いとなっています。
- ※3 賃借料は、10a当たりの算出結果を四捨五入し百円単位で表示しています。
- ※4 特殊な事例（畑・施設園芸での現物での貸借、賃借料が著しく高額であるもの等）については集計の対象外としています。
- ※5 申請に施設園芸等の記載がない場合は畑として集計をしています。

## 全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は、経営や暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業専門紙です。

◆発行日 毎週金曜日(月4回)

◆購読料 月700円(送料・税込)

お申し込みは…農業委員会事務局(☎823-9484)まで。

# 市長から農業施策等に関する意見書回答を受けける

高知市農業委員会は昨年10月24日、高知市長に対して、農業施策等に関する意見書を提出しました。これに対して、今年4月24日に市長から回答がありましたので、主要要望項目とその回答の一部を紹介します。

## 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

**①担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望**  
 人・農地プラン検討会の開催にあたっては、農業委員会等の関係機関団体と連携し、地域における人と農地の課題を解決する場となるよう取組を進める。(その他3件の要望項目について回答)

## ②耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望

イノシシ捕獲報償金の平成31年度は、第4次高知市鳥獣被害防止計画の捕獲計画頭数に位置づけている700頭分(前年度予算は600頭分)の予算を確保する。(その他1件の要望項目につ

いて回答)

## ③新規参入の促進に関する要望

新規就農者支援は、高知市農林水産課に事務局を置く「高知市担い手育成総合支援協議会」が取組を実施しており、春野地域でのサポートチーム立ち上げによる経営安定や営農定着の支援をモデルとして、各地域の実情に合わせた支援体制を構築していく。(その他3件の要望項目について回答)

## 高知市の農業発展に関する要望

生産緑地制度は、令和2年からの導入に向けて関係機関と検討を進め、制度の内容についてJAの広報誌への掲載を依頼するなど、農業者への周知を図る。学校給食米については、現在の食材調達体制を活用しながら、高知市産米の使用量を拡大していく。(その他8件の要望項目について回答)

## 国・県への要望

春野地域の新川川及び支線も含めた河川の拡幅、護岸整備、維持管理は、高知市としても重要な課題であり、引き続き河川管理者である高知県に要望していく。(その他3件の要望項目について回答)

高知市農業委員会では、これらの回答に関する評価を行うとともに、移動農業委員会等が出された意見・要望を踏まえ、今年10月に高知市長に対して「令和2年度における農業施策等に関する意見書」を提出する予定です。  
 回答書(全文)につきましては、高知市のホームページに掲載しています。



市長から会長に意見書の回答が手渡される

# 鏡・土佐山地区で農地の権利取得における

## 下限面積10アールに引き下げ

今年10月1日より、鏡・土佐山地区で耕作を目的として農地の所有権等を取得する場合、取得後の農地面積が10アール以上あれば、農地法の許可が受けられるようになります。

耕作のために、売買や贈与などで農地の所有権等を取得するには、相続により農地の所有権等を取得する場合などを除き、農地法第3条の規定により、農

業委員会の許可を受けることが必要となります。

この許可を受けるための要件のひとつに、新たに農地の権利を取得する者の農業経営面積が一定以上でなくてはならないという、「下限面積要件」があります。この下限面積要件は、地域の平均的な経営規模に満たない農家が増えすぎると、農業生産力の維持、増進の観点から好ましくないと考えられることから、定

められているものです。

これまで高知市では、この下限面積要件を「新たに権利を取得する農地を含めて40アール以上」としていましたが、今年10月1日から、鏡・土佐山地区では、農地の流動化や効率的な利用を促進するため、「新たに権利を取得する農地を含めて10アール以上」と改めることとしました。なお、鏡・土佐山以外の地区では従前どおり40アール以上です。

## 農地の権利取得(農地法第3条許可)の主な要件

- ①全部耕作  
 権利を取得しようとする者が、権利取得後に、耕作すべき農地の全てを効率的に耕作すると認められること。申請地も含めて、現に耕作放棄している農地がないか、労働力や通作距離は適当かを判断します。
- ②下限面積  
 権利を取得しようとする者が、権利取得後に、一定以上の面積を耕作すると認められること。
- ③周辺農地への影響  
 権利を取得しようとする者の耕作計画等が、周辺農地の耕作に悪影響を及ぼさないことと認められること。



耕作放棄地等が増えている山間農業地域

## 農業者年金へ加入しませんか

- ◎農業者年金には、次の要件を満たす方なら経営主だけでなく配偶者や後継者などなたでも加入できます。
  - ① 国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)
  - ② 年間60日以上農業に従事
  - ③ 20歳以上60歳未満の方
- ◎積立方式のため、自分が掛けた金額は年金として生涯もらえます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。
- ◎保険料はいつでも変更できます。月々2万円から6万7千円まで千円単位で自由に変更できます。
- ◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。
- ◎認定農業者など意欲のある担い手には、一定の要件を満たせば国からの保険料補助が受けられます。家計や経営にもメリットがある年金です。詳しい内容は、お近くのJAまたは農業委員会事務局(☎823-9484)までお問い合わせください。



## 農地銀行

農地を売りたい・貸したいときは農業委員会にご相談ください。

農業委員会では、農地を「売りたい」「貸したい」などの農地の出し手からの申し出や、農地を「買いたい」「借りたい」などの受け手からの申し出を受け付けています。「農地が荒れてしまう前に誰かに使ってもらいたい」などのご希望がある場合は、農地等あつせん相談員(農地利用最適化推進委員、JA高知市各支所長、JA高知県春野支所信用課)または農業委員会事務局(☎823-9484)にご相談ください。

### 農地情報(令和元年7月末現在)

◎売りたい											◎貸したい																		
朝倉地区	1件(田)	朝倉地区	1件(畑)	鴨田地区	1件(田)	鴨田地区	1件(畑)	初月地区	1件(畑)	旭地区	1件(畑)	秦地区	1件(畑)	一宮地区	1件(畑)	高須地区	2件(畑)	三里地区	4件(田)	長浜地区	4件(田)	介良地区	2件(田)	大津地区	1件(田)	春野地区	52件(田)	春野地区	6件(畑)
鏡地区	1件(畑)	鏡地区	1件(畑)	介良地区	4件(田)	介良地区	4件(畑)	大津地区	16件(田)	大津地区	1件(田)	大津地区	1件(畑)	大津地区	16件(田)	大津地区	4件(田)	三里地区	6件(畑)	三里地区	6件(畑)	長浜地区	7件(畑)	長浜地区	6件(田)	春野地区	96件(田)	春野地区	13件(畑)